

○中川村農作物有害鳥獣駆除対策事業補助金交付要綱

平成14年3月19日 告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物への被害を未然に防止し、農業生産を確保するため、補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象費用等)

第2条 この要綱に定める補助金交付の対象となる費用、機器類及び事業は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 費用 有害鳥獣駆除資格の取得又は継続に要する費用

(2) 機器類 次に定める機器類

ア 柵 有害鳥獣等の侵入を防ぐために、ほ場の周囲等に張る通電する施設を含む柵類の施設本体

イ 網 有害鳥獣等の侵入を防ぐために、ほ場の周囲等に張る網状の機器を含む施設本体

ウ 檻 有害鳥獣等を捕獲するために設置する箱型の機器本体

エ わな 有害鳥獣等を捕獲するためのくくりわなの機器本体

オ 威嚇器 音、光又は音波等により鳥獣を威嚇する機器等及び機器の動力源となる電気設備

カ 監視装置 鳥獣の出没を確認するための画像記録装置本体

(3) 事業 国又は県の実施する鳥獣被害防止対策に係る事業。ただし、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の施行期間内に限る。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中川村農作物有害鳥獣駆除対策協議会の駆除班に登録された者（以下「駆除班員」という。）

(2) 前条第2号に規定する機器類を設置する村内の農家、集落、施設管理組合又は生産団体。ただし、村長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

(3) 前条第3号に規定する事業を実施する者

(補助率)

第4条 補助率は、次のとおりとする。

(1) 駆除班員にあつては、別表に掲げる費用の2分の1以内

(2) 第2条第2号に規定する機器類にあつては、購入した経費の10分の4以内

(3) 第2条第3号に規定する事業にあつては、補助対象事業費の10分の10以内

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、農作物有害鳥獣駆除対策事業補助金交付申請書を村長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 村長は、前条に定める申請書を受理したときは、内容審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

(補助事業の完了)

第7条 補助金交付決定通知を受け、補助事業に着手し、事業を完了した者は、速やかに農作物有害鳥獣駆除対策事業実績報告書により村長に届け出なければならない。

(届出)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに村長に届け出なければならない。

(1) 交付決定を受けた事業の内容に変更があったとき。

(2) 交付の決定を受けた事業を中止したとき。

別表 (第4条関係)

有害鳥獣駆除資格に係る費用				備考
資格取得に係る費用	事前講習会			テキスト代
	免許試験			手数料
	狩猟者登録	申請手数料		
		狩猟税		
		任意保険		
		共済費・猟友会費		国・県・郡
		伊南猟友会費		
		村猟友会費		有害協力費含む
資格継続に係る費用	毎年	狩猟者登録	申請手数料	
			狩猟税	
			任意保険	
			共済費・猟友会費	国・県・郡
			伊南猟友会費	
			村猟友会費	有害協力費含む
		有害鳥獣駆除従事者講習会	傷害保険	
			手数料	ラウンド・入場料・弾代
	4年目	免許更新講習		手数料
		銃砲許可更新講習		